

～ 熊本県警察からのお願い ～

# 小学生のみなさんへ

こんなことをしたら  
警察に補導されるよ。  
社会のルールを守ろうね！！



熊本県警察マスコット  
ゆっぴー

## まんびき 「万引き」はドロボウです！！

### 「万引き」とは・・・

お店でお金をはらわないで、  
品物をこっそりもつてくること。



「万引き」は<sup>せつとうざい</sup>窃盗罪<sup>はんざい</sup>という犯罪です。

万引きなど人の物を盗むことはすべて「窃盗罪」で、<sup>ちようえき</sup>懲役10年以下などの重い犯罪です。



お店の人に迷惑をかけてしまいます。  
おうちの人には悲しみます。  
お友達もはなれてしまいます。

だから、絶対に万引きをしたり、人の物をとってはけません。

私たちは、品物を売ったお金で生活しています。  
万引きがふえると、生活できなくなって、こまってしまいます。



店長

### ほしい物があるんだけど・・・



- おこづかいをためて、自分で買う
- おうちの人にほしい理由を話して買ってもらう
- <sup>たんじょうび</sup>お誕生日やお正月までがまんする

### 友達に「万引き」をさそわれて・・・



- 「私はそんなことしない」ときっぱりことわる
- 「用事があるからかえる」と言って店をでる
- 「ダメだよ」と勇気をだしてとめる

このほかにも、  
「見張りをする」「万引きした物をもらう」なども

## ぼうりよく 人や物への暴力は絶対にダメ！！

人に暴力をふるったり、机やドア  
など物をこわすことは、「<sup>ぼうこうざい</sup>暴行罪」「<sup>しやう</sup>傷  
害罪」「<sup>きぶつそんがいざい</sup>器物損壊罪」などの犯罪です。



「しね」「ばか」「ぶっとばすぞ」  
などの悪い言葉を使うことも、言葉による暴力です。

### いじめも絶対にダメ！！

<sup>しやうたんはんぶん</sup>冗談半分でからかったり、悪口を言ったり、  
仲間外れにするなど、相手がいやな思いをすることは、「いじめ」です。

いじめでも人の物をとつたら窃盗罪、  
暴力をふるったら暴行罪や傷害罪の犯罪になります。



<sup>しやうたん</sup>冗談半分でも、絶対に人を傷つけるような  
ことを言ったり、したりしてはいけません。  
相手を思いやる、やさしい心をもつことが  
大切です。

### 友達がムかつくことを言った から殴った・・・



- 自分の気もちを言葉でつたえて、話し合いで解決  
しましょう。
- 先生やおうちの人に話して、話し合いに協力して  
もらいましょう。
- 暴力では何も解決しません。  
怒りの気持ちをコントロールする練習をしましょう。

### イライラして乱暴したくなったときは・・・



- お友達とけんかしたり、嫌なことを言われたりした  
時は、その場から離れて誰かに話を聞いてもらいま  
しょう。
- スポーツや音楽など、自分が  
好きなことをして気分をかえましょう。



熊本県少年警察ボランティア連絡協議会・熊本県警察